

「清瀬市青少年問題協議会」規約

第 1 条 (名称)

本会の名称を清瀬市青少年問題協議会と称す。

第 2 条 (目的)

青少年の健全育成のため、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策に必要な事項の審議を行い、また、その結果を本会の意見として市に具申し青少年施策を進めていくことを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 清瀬市青少年問題協議会青少年対策事業

(2) 新入学児童安全帽子配布事業

(3) その他

第 4 条 (委員)

本会は会長及び委員 8 名以内で組織する。

委員は次に掲げる者のうちから清瀬市長（以下「市長」という。）が任命又は委嘱する。

(1) 清瀬市議会の議員

(2) 清瀬市青少年委員

(3) 学識経験がある者

(4) 清瀬市教育委員会の職員

(5) 関係行政機関の職員

第 5 条 (会長)

会長は、市長がこれに当たり、本会を代表し、会務を総理する。

会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第 6 条 (招集及び会議)

本会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

本会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第7条 (事務局)

本会の事務を処理させるため、事務局を置く。

本会の事務局を、清瀬市福祉子ども部子ども支援課内に置く。

所在地 東京都清瀬市中里5丁目842番地

事務局代表を 子ども支援課長 とする。

第8条 この規約に定めるものを除くほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 本規約は、昭和38年10月1日より実施する。

附 則 本規約は、令和 3年 4月1日より実施する。

附 則 本規約は、令和 5年 4月1日より実施する。

附 則 本規約は、令和 8年 4月1日より実施する。

本規約は事実と相違ないことを証明します

東京都清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市青少年問題協議会

会長 澁谷 桂司